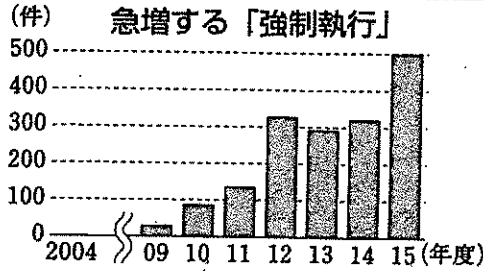


奨学金返還の滞納者 給料差し押さえ急増

奨学金返還の滞納者に対し、給料を差し押さえる日本学生支援機構の「強制執行」が急増しています。2000



4年度の1件から、15年度は498件にのぼりました。卒業後の仕事で非正規雇用が増え、返せない状況が広がっているのが大きな要因と考えられます。返還猶予などの救済制度も不十分です。

奨学金は口座からの

引き落としで機構に返されました。このうち支還されず、残高不足などで滞ると、延滞となり機構が文書や電話で督促します。連絡がつかなければ連帯保証人、保証人に対して文書や電話で督促。口座振替ができない状態が4回続くと、債権回収会社によって、文書や電話、訪問で返還を求められます。延滞が9カ月以上続くと配達証明で支払い督促申し立て予告書が送られ、それでも相談をしなければ裁判所で支払い督促申し立ての手続きが行われます。15年度は約1万7000人に予告書が送ら

れられました。このうち支払い督促申し立てが行われたのは8713件。返還者が払えないと異議を申し立てし、裁判になったのは5432件にもなっています。裁判の結果、給料差し押さえの「強制執行」となります。

機構は「支払い督促は毎年行っているため未返還者の債務名義が累積し、強制執行の件数も増加している」と説明。一方、奨学金を申し込む段階から返還が終了するまで、あらゆる機会に「返還期限猶予制度などを案内している」といいます。

「給付型奨学金」の創設が盛り込まれていますが、現在返還している人への救済策は不十分です。弁護士や学者などでつくる奨学金問題対策全国会議は、延滞時に発生する延滞金の廃止や返還猶予の期限撤廃、無利子奨学金の拡充などの対策が必要だと提起しています。

国の17年度予算では、返還の必要のない